

質問事項に関する回答書

(件名)関越自動車道 小仁田橋塗替塗装工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	12月8日	特記仕様書	12	14	(1)の表に 建設副産物の種類「汚泥(廃塗膜、研掃材)」とありますが、こちらには使用済み保護具・養生シート等の数量も含まれておりますでしょうか。 含まれてない場合は単価表の「廃塗膜処理工A」「研掃材処理工A」それぞれの項目に処理費を追加すればよいのか、割掛対象に追加すればよいのかご教授願います。	剥離剤用養生設備工及び剥離剤用安全衛生保護具で必要となる資材の処分に係る費用については、当該割掛費として計上してください。
2	12月8日	特記仕様書	25	20	足場の設置を高速道路本線上より施工する場合、本線の交通規制は可能でしょうか。 また可能な場合、交通規制費等は設計変更の対象となりますでしょうか。 ご教授願います。	本工事では高速道路本線上からの作業について想定していません。